

(表)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第152条第3項に規定する 東京 都 公 害 監 察 員 証	
職名及び氏名 生 年 月 日	年 月 日発行
	東京都知事

8. 6センチメートル

5. 4センチメートル

(裏)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（抜粋）

第152条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に、自動車、建設作業機械等の所在すると認める場所、工場、指定作業場、建設工事現場その他の場所に立ち入り、その場所において、又はその他必要な場所において、自動車、建設作業機械等、自動車検査証、帳簿書類、機械、設備その他の物件を検査し、土壌若しくは地下水の採取をし、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

3 第1項の規定により立入検査等を行う職員のうち専ら当該事務に当たるものを、東京都公害監察員と称するものとする。

第161条 次の各号の一に該当する者は、15万円以下の罰金に処する。

四 第152条第1項の規定による立入り、検査若しくは採取を拒み、妨げ、又は忌避した者